

平成30年度保育料徴収金基準額表

【1号認定子ども】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準（月額）	ひとり親世帯等
階層区分	定 義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	3,000	0
C	市町村民税所得割課税世帯 1円以上 77,101円未満	10,100	3,000
D1	市町村民税所得割課税世帯 77,101円以上 211,201円未満	19,500	19,500
D2	市町村民税所得割課税世帯 211,201円以上	24,500	24,500

備 考

1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯で、所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は第1子半額、第2子以降は無料とする。

- ① 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 2 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所に在園、又は特別支援学校の幼稚園部等に入所している場合の保育料は、小学校3年までの範囲において、最年長児が全額となり、以下年齢が下がるにしたがって2人目が半額、3人目以降が保育所入所の場合は無料とする。
- 3 第3子以降の児童についての保育料は無料とする。
- 4 B階層・C階層に属する世帯において、児童が2人以上いる世帯では、第1子が保育所等に入所していない場合であっても、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料は半額とする。
- 5 徴収金基準額の日割り計算
月途中で入所若しくは退所した場合の徴収金は、次の計算方法により算出した額とする。
 - ① 中途入所の場合
$$\text{徴収金基準額} \times \left[\text{入所日からの開所日数} \left(\begin{array}{l} \text{25日を超える場合は25日} \end{array} \right) \right] \div 25 \text{日}$$
 - ② 中途退所の場合
$$\text{徴収金基準額} \times \left[\text{最終登園日までの開所日数} \left(\begin{array}{l} \text{25日を超える場合は25日} \end{array} \right) \right] \div 25 \text{日}$$
- 6 子ども・子育て支援新制度では、保育料の改定時期は9月となり、4～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定する。

平成30年度保育料徴収金基準額表

【2号認定子ども】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準（月額）		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	ひとり親世帯等
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	4,000	3,600	0
C	市町村民税所得割課税額 1円以上 48,600円未満	11,400	10,200	C階層から D2階層（市町 村民税所得割 課税額 <u>77,101</u> 円未満）は 別表 D2（市町村民 税所得割課税 額 <u>77,101</u> 円以 上）～ 左表と同じ
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満	19,400	17,400	
D2	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満	26,500	23,800	
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	27,500	24,700	
D4	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	29,500	26,500	
D5	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,500	28,300	
D6	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,500	31,000	
D7	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	37,500	33,700	

別表 （ひとり親世帯等）

階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税所得割課税額 1円以上 48,600円未満	5,200	4,600
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満	6,000	6,000
D2	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 77,101円未満	6,000	6,000

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯で、所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は第1子半額、第2子以降は無料とする。
 - ① 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所に在園、又は特別支援学校の幼稚園部等に入所している場合の保育料は、小学校3年までの範囲において、最年長児が全額となり、以下年齢が下がるにしたがって2人目が半額、3人目以降が保育所入所の場合は無料とする。
- 3 第3子以降の児童についての保育料は無料とする。
- 4 B階層・C階層に属する世帯において、児童が2人以上いる世帯では、第1子が保育所等に入所していない場合であっても、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料は半額とする。
- 5 徴収金基準額の日割り計算
月途中で入所若しくは退所した場合の徴収金は、次の計算方法により算出した額とする。
 - ① 中途入所の場合
徴収金基準額×〔入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）〕÷25日
 - ② 中途退所の場合
徴収金基準額×〔最終登園日までの開所日数（25日を超える場合は25日）〕÷25日
- 6 子ども・子育て支援新制度では、保育料の改定時期は9月となり、4～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定する。

平成30年度保育料徴収金基準額表

【3号認定子ども】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準（月額）		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	ひとり親世帯等
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	6,500	5,800	0
C	市町村民税所得割課税額 1円以上 48,600円未満	14,600	13,100	C階層から D2階層（市町村民税所得割課税額 <u>77,101円</u> 未満）は 別表 D2（市町村民税所得割課税額 <u>77,101円</u> 以上）～ 左表と同じ
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満	22,500	20,200	
D2	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満	28,000	25,200	
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	31,000	27,900	
D4	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	35,000	31,500	
D5	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	40,000	36,000	
D6	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	46,000	41,400	
D7	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	53,000	47,700	

別表 （ひとり親世帯等）

階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税所得割課税額 1円以上 48,600円未満	6,800	6,050
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満	9,000	9,000
D2	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 77,101円未満	9,000	9,000

備考

- 1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯で、所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は第1子半額、第2子以降は無料とする。
 - ① 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所に在園、又は特別支援学校の幼稚園部等に入所している場合の保育料は、小学校3年までの範囲において、最年長児が全額となり、以下年齢が下がるにしたがって2人目が半額、3人目以降が保育所入所の場合は無料とする。
- 3 第3子以降の児童についての保育料は無料とする。
- 4 B階層・C階層に属する世帯において、児童が2人以上いる世帯では、第1子が保育所等に入所していない場合であっても、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料は半額とする。
- 5 徴収金基準額の日割り計算
月途中で入所若しくは退所した場合の徴収金は、次の計算方法により算出した額とする。
 - ① 中途入所の場合
徴収金基準額×〔入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）〕÷25日
 - ② 中途退所の場合
徴収金基準額×〔最終登園日までの開所日数（25日を超える場合は25日）〕÷25日
- 6 子ども・子育て支援新制度では、保育料の改定時期は9月となり、4～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定する。